

「名古屋市移動支援・地域活動支援にかかる事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正について

1 改正内容

①サービス提供責任者の常勤要件の緩和（第 6 条）←移動支援

移動支援事業所の運営の効率化を図る観点から、サービスの質の確保を図りつつ、従来まではすべて常勤の者でなければならないこととしているサービス提供責任者の要件について緩和し、今後以下のような取扱いとする。

ア 移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら移動支援の職務に従事するものうち事業の規模に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこと

イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とすること

ウ 基準上、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として 1 人分のみの常勤換算を可能とすること。

エ 基準上、5 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の 3 分の 2 以上を常勤の者とする

オ 非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の 2 分の 1 に達していること

②移動支援の提供にあたる者（ヘルパー）の資格要件の追加（基準別表）←移動支援

移動支援事業に従事できるヘルパーの資格要件について従来の資格要件に加えて名古屋市移動支援事業従業者養成研修修了者を追加する。

※名古屋市移動支援事業従業者養成研修

平成 21 年 1 月 21 日より開始された研修。民間の養成機関が事前に名古屋市に登録をし、名古屋市指定のカリキュラムに基づいた講義・演習を実施する。そのカリキュラムを修了した者に修了証が交付される。

③指導員の資格要件の創設（第 42 条）←地域活動支援

従来、指導員の資格要件は基準上定めておらず、誰を指導員として任命するかは事業所ごとの判断に委ねていた。しかし、より質の高い地域活動支援を提供していくためには、その担い手である従業員の中で中心的役割を果たす指導員の専門性が求められることになる。そこで今回、下記のような資格要件を指導員に課すこととした。

ア 社会福祉法第 19 条規定の社会福祉主事の資格要件に該当する者（詳細は別紙 1）

イ 2 年以上介護等の業務に従事した者（詳細は別紙 2）

※ただし、平成 21 年 4 月 1 日までに地域活動支援事業に係る登録を受けている事業所の指導員については、平成 23 年 3 月 31 日までの間、上記の資格要件は必要なし。（急な指導員の変更若しくは指導員の資格取得は事業所にとってかなり負担であるため、平成 23 年 4 月 1 日までに上記資格要件を満たした指導員を配置してもらうこととする。）

④支援計画の作成業務を管理者から指導員に変更（第 49 条）←地域活動支援

従来、地域活動支援計画は管理者が作成すべきものとされていたが、③のように指導員により高い専門性を求めることになったことから、支援計画についても指導員が行うことと改めた。

⑤利用定員の増加（第 45 条）←地域活動支援

より多くの利用者確保のため、従来 10 人以上とされていた利用定員について 15 人以上と改めた。

※ただし、平成 21 年 4 月 1 日までに地域活動支援事業に係る登録を受けている事業所に関しては、10 人以上で可とする。

⑥その他

- ・基準内容をより具体的に分かりやすく記載し直した（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 31 条、第 33 条、第 37 条、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 44 条、第 46 条、第 48 条、第 49 条、第 52 条、第 53 条）

2 新旧対照表及び改正後基準

具体的な基準の変更箇所については別添新旧対照表にて明記。また、改正後の新基準も別添。

3 改正年月日

平成 21 年 4 月 1 日

4 その他

- ・地域活動支援事業にて同一時間帯に 2 単位以上の活動をしている場合の人員基準の取扱いについて

原則、2 単位以上にて活動をしている場合、それぞれの単位ごとに人員基準を満たす必要がある。しかし複数ある単位のうち定員が 5 人以下の単位については常勤の指導員が 1 人以上いればよいこととする。

例) ある事業所では日中に 1 階と 2 階で全く別の活動を行っている。1 階の定員は 10 人で 2 階の定員は 5 人である。(この場合、事業所としての定員は 10+5=15 人となる。)このような場合、基準上では単位ごとに人員基準を満たす必要があるため、それぞれの階に従業員 2 人（指導員 1 人は必置。常勤職員 1 人を含むこと。）が必要になる。しかし、2 階においては定員が 5 人であるため本取扱いにより従業員は 2 人ではなく 1 人（常勤の指導員）の配置でよいこととする。

(もし 1 階の定員が 8 人、2 階の定員が 7 人である場合はそれぞれに従業員 2 人が必要になる。)

※ただし、上記取扱いは人員配置の最低基準を定めているものであり、利用者の障害の特性に応じては従業員を増やすことが必要である。

社会福祉主事の資格要件

1 資格要件

- ① 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（下記2参照）を修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従業者試験に合格した者
- ⑤ ①から④までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
 - a.精神保健福祉士
 - b.学校教育法に基づく大学において、上記①に規定する社会福祉に関する科目（下記2参照）を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学を認められた者

2 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

- a.社会福祉概論 b.社会福祉事業史 c.社会福祉援助技術論 d.社会福祉調査論
- e.社会福祉施設経営論 f.社会福祉行政論 g.社会保障論 h.公的扶助論 i.児童福祉論
- j.家庭福祉論 k.保育理論 l.身体障害者福祉論 m.知的障害者福祉論
- n.精神障害者保健福祉論 o.老人福祉論 p.医療社会事業論 q.地域福祉論
- r.法学 s.民法 t.行政法 u.経済学 v.社会政策 w.経済政策 x.心理学 y.社会学
- z.教育学 aa.倫理学 ab.公衆衛生学 ac.医学一般 ad.リハビリテーション論
- ae.看護学 af.介護概論 ag.栄養学 ah.家政学

上記一覧の中から3科目以上履修

(類似した科目として読み替え可能な科目については下記3参照)

3 読み替え可能な科目一覧

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉原論、社会福祉原理論、社会福祉論、社会福祉、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会事業概論、社会福祉総論、社会福祉Ⅰ、社会保障制度と生活者の健康
社会福祉事業史	社会福祉事業史論、社会福祉発達史、社会福祉発達史論、社会事業史、社会事業史論、社会福祉の歴史 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術、社会福祉援助技術総論、社会福祉方法論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法総論、社会事業方法論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク

社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査法、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ論、福祉ニーズ調査論
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営論、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理論、社会福祉管理運営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政論、社会福祉法制、社会福祉法概論、社会福祉計画論、社会福祉計画、ソーシャルプランニング
社会保障論	社会保障、社会保障概論、社会保障制度と生活者の健康
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護論、生活保護制度論
児童福祉論	児童福祉、児童福祉概論、児童福祉学
家庭福祉論	家庭福祉、母子福祉論、母子寡婦福祉論、婦人保護論、ファミリーサポート、家族援助法
保育理論	保育原理、保育論
身体障害者福祉論	身体障害者福祉、身体障害者福祉概論 障害者福祉論、障害者福祉概論、障害福祉論、障害福祉、心身障害者福祉論、障害児・者福祉論 (身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)
知的障害者福祉論	知的障害者福祉、知的障害者福祉概論 障害者福祉論、障害者福祉概論、障害福祉論、障害福祉、心身障害者福祉論、障害児・者福祉論 (身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉論、精神衛生学、精神衛生、精神保健、精神医学
老人福祉論	老人福祉、老人福祉概論、高齢者福祉論、高齢者保健福祉論
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉論、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合論、コミュニティワーク、コミュニティオーガニゼーション、地域福祉学
法学	法律学、法学概論、基礎法学
民法	民法総論
行政法	行政法総論、行政法概論
経済学	経済学概論、経済原論、基礎経済学
社会政策	社会政策論、社会政策概論、労働経済、労働経済学

経済政策	経済政策論、経済政策概論
心理学	心理学概論、心理学概説、心理学総論
社会学	社会学概論、社会学総論
教育学	教育学概論、教育原理
倫理学	倫理学概論、倫理原理
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生論、公衆衛生概論
医学一般	医学知識、医学概論、一般臨床医学 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション概論
看護学	看護学概論、看護原理、看護概論、基礎看護学
介護概論	介護福祉論、介護総論、介護知識
栄養学	栄養学概論、栄養学総論、栄養指導、栄養・調理
家政学	家政学概論、家政学総論

「2年以上介護等の業務に従事した者」の取扱い

1 業務従事期間（2年以上）の取扱い

介護等の業務に従事した期間は、現に就労した日数を通算して計算するものとし、下記3に示す身分であった期間が通算 730 日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が 360 日以上とする。

2 業務従事期間の証明方法

介護等の業務に従事していたことの証明は、その業務の従事をしてきた事業所等の使用者、施設長等が実務経験証明書 (別紙3) にて行うものとする。

3 「介護等の業務」の範囲

介護等の業務の範囲については原則「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定されている介護福祉士試験の受験資格として必要な「介護等の業務」の範囲と同様とするので、その具体的な取扱いについては、介護福祉士試験の受験資格となる施設・事業 (別紙4) を参考とされたい。

※上記範囲に、「地域活動支援事業における介護職員」も含まれているため、現在活動している地域活動支援事業所において、平成23年4月1日までに2年以上の従事をした介護職員はそのまま指導員の資格要件を満たすことになる。

指導員の業務について上記範囲では、同じ事業所に介護職員がいる場合は実務経験には算定できないとしているが、新基準上の指導員の資格要件を満たすために必要な実務経験の算定には現在の指導員の業務も含むことができるものとする。

また、障害福祉サービス事業や移動支援事業における主たる業務が介護等である者も原則、上記範囲に含まれている。

(別紙3)

実務経験証明書

様 平成 年 月 日

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名

印

電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業務期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
従事日数	(日)
業務内容	職名 ()

- (注) 1. 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。
2. 業務期間欄は、受験申込者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
- 現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入してください。
3. 業務内容欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、受験申込者の本来業務について、老人デイサービス事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。
- また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。
4. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

介護福祉士試験の受験資格となる施設・事業

1 社会福祉施設等

A 児童福祉法関係の施設・事業

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児（者）通園事業 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	保育士 介助員 看護補助者 児童指導員（下記の注意事項に掲げる者に限る） など入所者の保護に直接従事する職員

注意事項

上表の「児童指導員」は、上表に掲げる施設・事業において、保育士として入所者の保護に直接従事した後児童指導員となり、その後も引き続き同じ内容の業務に従事している方に限る。

B 生活保護法関係の施設

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
救護施設 更生施設	介護職員 介助員 など主たる業務が介護等の業務である者

C 障害者自立支援法関係の施設・事業

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業） 短期入所 障害児支援施設 療護介護 生活介護 児童デイサービス ケアホーム・グループホーム 自立訓練 就労移行支援・就労継続支援 知的障害者援護施設 身体障害者更生援護施設 福祉ホーム 移動支援事業 身体障害者自立支援事業 日中一時支援事業 生活サポート事業 経過的デイサービス事業 訪問入浴サービス事業 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設 在宅重度障害者通所援護事業 知的障害者通所援護事業	★保育士（児童デイサービス） 介護職員 寮母 ★生活支援員 ★指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター） ★精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設） ★世話人 などのうち、主たる業務が介護等の業務である者（サービス管理責任者としての業務は除く）
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 外出介護（平成18年9月までの事業）	ホームヘルパー ガイドヘルパー などのうち、主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者としての業務は除く）

※★印がある5職種は注意事項（1）、（2）の両方を満たした方が対象。

注意事項

（1）上表に掲げる施設・事業の職員配置基準などで介護職員が置かれている場合は、上表の★印の5職種の方は実務経験の対象とはなりません。

（2）上表に掲げる施設・事業において、業務分掌表上介護等の業務を行うことが明記された、主たる業務が介護等の業務である上表の★印の5職種の方が実務経験の対象になります。

（3）障害者自立支援法の施設・事業を行う前から児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による同等の事業を継続的に実施している場合は、その事業開始時点から実務経験の対象となります（非営利活動法人の場合は法人格取得以前の期間も対象となりますが、営利活動法人の場合は法人格取得以前の期間は対象となりません。）

（4）精神障害者を対象とした施設・事業所は、障害者自立支援法の施設・事業となった日以降のみが、実務経験の対象となります。

D 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
老人デイサービスセンター 指定通所介護 指定介護予防通所介護 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム ケアハウス 有料老人ホーム 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護	介護職員 介護従業者 介助員 支援員（養護老人ホーム） など主たる業務が介護等の業務である者
指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 指定夜間対応型訪問介護	ホームヘルパー （サービス提供責任者としての業務を除く）

注意事項

指定通所リハビリテーション以外の介護保険法の指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスを実施している場合であって、当該サービスの適用を受ける以前から同等の事業を継続的に実施している場合、その事業開始時点から実務経験の対象となります。（非営利活動法人の場合は法人格取得以前の期間も対象となりますが、営利活動法人の場合は法人格取得以前の期間は対象となりません。）

E その他の社会福祉施設等

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 労災特別介護施設	介護職員 介護員 看護補助者 介助員 など主たる業務が介護等の業務である者
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 家政婦紹介所	原爆被爆者家庭奉仕員 個人の家庭において介護等の業務を行う家政婦

注意事項

「ハンセン病療養所」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

2 病院の病棟または診療所

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
指定介護療養型医療施設（療養病床等に限る） 老人性認知症患者療養病棟介護力強化病床により構成される病棟または診療所 精神病床により構成される病棟または診療所 療養病床により構成される病棟または診療所 一般病床により構成される病棟または診療所	介護職員 看護補助者 看護助手 など主たる業務が介護等の業務である者

注意事項

上記の病院の病棟または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

3 介護等の便宜を供与する事業

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
法令または国が定める通知等に基づかず、地方公共団体が定める 条例・実施要綱等に基づく事業（学校を除く） 介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除 く） 障害者自立支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除 く） 以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、指 定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介 護予防サービスまたは障害福祉サービス事業 営利法人が実施する介護保険法または障害福祉サービス外の居 宅サービス（家政婦紹介所は除く）	介護職員 訪問介護員 など主たる業務が介護等の業 務である者

注意事項

(1) 上表の介護保険・障害者自立支援法の基準該当以外の各事業には、受験資格の対象となる条件があります。

事業の範囲	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。 ※ 精神障害者を対象としたものは、平成 18 年 4 月 1 日からのみ対象。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

(2) 介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービスを実施している場合であって、当該サービスの適用を受ける以前から同等の事業を継続的に実施している場合、その事業開始時点から実務経験の対象となります。（非営利活動法人の場合は法人格取得以前の期間も対象となりますが、営利活動法人の場合は法人格取得以前の期間は対象となりません。）

(3) 精神障害者を対象としたものは、平成 18 年 4 月 1 日からのみ対象となります。

新 旧 対 照 表

— (下線) は変更部分

■ (網掛) は追加部分

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この基準で使用する用語の意義は、名古屋市移動支援事業実施要綱及びデイサービス型地域活動支援事業実施要綱で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>4 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所等における勤務時間（地</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>活動支援については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、地域活動支援については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。</p> <p>(サービス提供責任者)</p> <p>第6条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、障害者に対し適切な移動支援のコーディネートを行う能力を有し、専ら移動支援の職務に従事する常勤のサービス提供責任者を事業の規模に応じて1人以上置かなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者の員数は、事業所の実利用者の数が30人又</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この基準で使用する用語の意義は、名古屋市移動支援事業実施要綱及びデイサービス型地域活動支援事業実施要綱で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>4 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（地域活動支援については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、地域活動支援については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。</p> <p>(サービス提供責任者)</p> <p>第6条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、障害者に対し適切な移動支援のコーディネートを行う能力を有し、専ら移動支援の職務に従事する常勤のサービス提供責任者を事業の規模に応じて1人以上置かなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者の員数は、事業所の実利用者の数が30人又</p>

はその端数を増すごとに1人を追加した数とする。

- 3 前項の基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とし、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。ただし、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1に達していなければならない。

(追加)

- 4 当該事業所に置くべきサービス提供責任者が、指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所のサービス提供責任者の業務を兼務することは差し支えないが、この場合においても、第2項の配置数を下回ってはならない。

(管理者)

第7条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、前項の管理者を当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は一体的に運営する他の事業所、同一敷地内にある、道路を隔てて隣接する等、管理上支障がない範囲内の他の事業所又は施設等の管理者等の職務に従事させることができるものとする。

はその端数を増すごとに1人を追加した数とする。

- 3 当該事業所に置くべきサービス提供責任者が、指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所及び指定行動援護事業所のサービス提供責任者の業務を兼務することは差し支えないが、この場合においても、前項の配置数を下回ってはならない。

(管理者)

第7条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 移動支援事業者は、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、前項の管理者を当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は一体的に運営する他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第8条 移動支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けなければならない。

2 移動支援事業者は、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しなければならない。

3 移動支援事業者は、移動支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。特に、感染症予防に配慮しなければならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 移動支援事業者は、支給決定障害者等が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、**事故発生時の対応、苦情解決の体制**、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると

(追加)

認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 移動支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(設備及び備品等)

第8条 移動支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、移動支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 移動支援事業者は、支給決定障害者等が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 移動支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

3 前項の書面には、当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する移動支援の内容、移動支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項、移動支援の提供開始年月日、移動支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載すること。

(追加)

(提供拒否の禁止)

第11条 移動支援事業者は、正当な理由がなく、移動支援の提供を拒んではならない。提供を拒むことのできる正当な理由とは、当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合及び入院治療が必要な場合とする。

2 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の希望や心身の状況等を十分考慮した上で交通手段を選ぶこととし、利用者の希望する交通手段で移動支援を提供できないことのみを理由として移動支援の提供を拒むことは、前項の正当な理由に当てはまらない。

(追加)

(提供拒否の禁止)

第11条 移動支援事業者は、正当な理由がなく、移動支援の提供を拒んではならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の書類に当該移動支援事業所の名称、
従業者の氏名を記載しなければならない。

(追加)

(サービス提供の記録)

第19条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等必要な事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。また、記録は実際にサービスを提供した従業者が行わなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第21条 移動支援事業者は、代理受領を行う移動支援を提供した際
(追加)
は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

(勤務体制の確保等)

第31条 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供

(身分を証する書類の携行)

第18条 移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第19条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、内容その他必要な事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第21条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

(勤務体制の確保等)

第31条 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供

できるよう、移動支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にし、第2章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

(掲示)

第33条 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者等の勤務の体制、苦情解決の体制その他の
(追加)

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(苦情解決)

第37条 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情解決の体制及び手順の規定等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、名古屋市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

できるよう、移動支援事業所ごとに、従業者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

(掲示)

第33条 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(苦情解決)

第37条 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、名古屋市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 移動支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。

(追加)

(記録の整備)

第40条 移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 移動支援事業者は、提供した移動支援に係る記録、移動支援計画、苦情の内容等に係る記録、第28条に規定する市町村への通知に係る記録等利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録

(追加)

を整備し、当該移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(地域活動支援事業の基本方針)

第41条 地域活動支援の事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、

2 移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第40条 移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(地域活動支援事業の基本方針)

第41条 地域活動支援の事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、

食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第42条 地域活動支援の事業を行う者(以下「地域活動支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「地域活動支援事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

4 第1項の指導員については、社会福祉法第19条規定の社会福祉主事の資格要件に該当する者又は2年以上介護等の業務に従事した者とし、指導員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(設備及び備品等)

第44条 地域活動支援事業所は、相談室、訓練・作業室、洗面所及び便所を有するほか、地域活動支援の提供に必要なその他の設備(追加)

及び備品等を備えなければならない。

4 前3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

2 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り

食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第42条 地域活動支援の事業を行う者(以下「地域活動支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「地域活動支援事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

4 第1項の指導員については、利用者に対し適切な指導を行う能力を有する者とし、指導員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(設備及び備品等)

第44条 地域活動支援事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、地域活動支援の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

4 前3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

2 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。

3 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。

等を設けること。

3 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

4 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(追加)

5 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。

6 浴室 障害者の特性に応じたものであること。

(利用定員)

第45条 地域活動支援事業者は、その利用定員（地域活動支援事業所において同時に地域活動支援事業の提供を受けることができる障害者の数の上限をいう。）を15人以上とする。

(利用者負担額等の受領)

第46条 地域活動支援事業者は、代理受領を行う地域活動支援を提供した際は、支給決定障害者から当該地域活動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

(地域活動支援事業の具体的取扱方針)

第48条 地域活動支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

1 地域活動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域活動支援計画に基づき、障害者の入浴、食事の提供、創作

4 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。

5 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。

6 浴室 障害者の特性に応じたものであること。

(利用定員)

第45条 地域活動支援事業者は、その利用定員（地域活動支援事業所において同時に地域活動支援事業の提供を受けることができる障害者の数の上限をいう。）を10人以上とする。

(利用者負担額等の受領)

第46条 地域活動支援事業者は、地域活動支援を提供した際は、支給決定障害者から当該地域活動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

(地域活動支援事業の具体的取扱方針)

第48条 地域活動支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

1 地域活動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域活動支援計画に基づき、障害者の入浴、食事の提供、創作

的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。

(地域活動支援計画の作成)

第49条 地域活動支援事業所の指導員は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域活動支援計画を作成しなければならない。

2 地域活動支援事業所の指導員は、前項の地域活動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該地域活動支援計画を交付しなければならない。

3 地域活動支援事業所の指導員は、地域活動支援計画作成後においても、当該地域活動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域活動支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する地域活動支援計画の変更について準用する。

(追加)

5 従業者は、それぞれの障害者について、地域活動支援計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。

(地域活動支援計画の作成)

第49条 地域活動支援事業所の管理者は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域活動支援計画を作成しなければならない。

2 地域活動支援事業所の管理者は、それぞれの障害者に応じた地域活動支援計画を作成し、障害者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 従業者は、それぞれの障害者について、地域活動支援計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第52条 地域活動支援事業者は、障害者に対し適切な地域活動支援を提供できるよう、地域活動支援事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、他の職種との兼務関係等を明確にし、第3章第2節の人員に関する基準を満たしていることを明らかにしなければならない。

(非常災害対策)

第53条 地域活動支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知しなければならない。

2 地域活動支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

附 則

1 この基準は、平成21年4月 日から施行する。

2 平成21年4月1日において地域活動支援事業に係る登録を受けている事業所（以下「旧地域活動支援事業所」という。）に置くべき指導員の要件については、平成23年3月31日までの間、第42条第4項の規定にかかわらず、改正前の第42条第4項に定める基準によることができる。

(勤務体制の確保)

第52条 地域活動支援事業者は、障害者に対し適切な地域活動支援を提供できるよう、地域活動支援事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

第53条 地域活動支援事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(末尾に追加)

3 旧地域活動支援事業所については、第 45 条第 1 項の規定を適用しない。
(追加)